

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

平成27年2月発行 第99号

若者 トラブル



110番

特別相談実施日：平成27年3月9日（月）、10日（火）

これだけは覚えておこう！

後を絶たない若者被害！
その話、
悪質商法力モ・・・

- ①「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない！
- ②その場で契約しない！
- ③困ったときはすぐ相談！

関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン

消費者講座

知っておきたいクリーニングの基礎知識

クリーニングに関するお話 シミ抜きの実技指導とアイロンがけの実演

【とき】 3月11日(水)午後1時半～3時半
 【ところ】 すみだリバーサイドホール 1階会議室
 【対象】 区内在住・在勤・在学の方などでも
 【定員】 先着36名
 【申込】 2月23日(月)午前9時から
 電話で、すみだ消費者センターへ
 ☎5608-1516





モデルになればエステが無料に？ 甘い誘いに要注意！！

【相談事例】

街でモデル事務所にスカウトされてその場で写真を撮られた。後日、審査に合格したと電話があり事務所に出向いた。

担当者から、「無料で何回でも脱毛エステが受けられるので、その代わりに50万円の美容器具を買ってほしい。美容器具の代金はクレジットのリボ払いにすればいい。毎月の支払い分は、当社があなたの口座に振り込むので実質無料だ」などと言われた。

無料ならいいと思い、契約書に記入してクレジットカードのリボ払いで契約した。分割の振込みは数回あったが、その後はないので自分で負担している。美容器具は届いていないし、お金も振り込まれないので解約したい。

【アドバイス】

街で声をかけて言葉巧みに勧誘し複雑な契約をさせる相談が増えています。事業者は「無料」を強調しながら、商品やサービスを契約させたりします。上記の相談は「モデル」「エステ」「美容器具」と話が移り、最終的に美容器具の購入契約をさせています。

本当に商品が必要なのか、商品の価格は妥当なのか、事業者は信用できるのか等、慎重に判断する必要があります。

声をかけられても安易について行かず、その場で契約を迫られた場合も、勇気を出して断りましょう。

困ったときは消費者センターに相談してください。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

